

三田市立狭間小学校いじめ防止基本方針

令和7年（2025年）4月1日

三田市立狭間小学校

三田市立狭間小学校いじめ防止基本方針

目次

1	本校の方針	2
2	基本的な考え	2
3	いじめ防止等の指導體制・組織的対応等	3
	(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織（別紙1：組織表）	3
	(2) 本校におけるいじめ防止の具体的な取組	4
	① 未然防止及び早期発見のための指導計画（別紙2：生徒指導年間計画表）	4
	② 信頼関係の構築	4
	③ 教職員の気づき（別紙3：いじめ早期発見のためのチェックリスト）	4
	④ いじめに向かわない態度・能力の育成	4
	⑤ 実態把握	4
	⑥ 児童生徒が主体となった取組	5
	⑦ 学校全体でいじめ防止に取り組む仕組みづくり	5
	(3) 学校におけるいじめに対する措置（別紙4：学校いじめ対応マニュアル）	5
4	重大事態への対応について	6
	(1) 重大事態について	6
	(2) いじめ対応チームについて	6
	(3) 適切な情報提供について	6
	(4) 三田市教育委員会との連携について	6
5	その他	7

1 本校の方針

豊かな心で、自ら考え 行動できる子の育成

「安全で楽しい生活」「きまりや約束を守る生活」
「学校が主体となって、家庭・地域・関係機関との連携」

いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

【いじめの基本認識】

○ いじめとは、**心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であり、**当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう**

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

※「兵庫県いじめ防止基本方針」兵庫県教育委員会より

2 基本的な考え

- ・狭間小3つのめあて（「ろうかを歩く」「自分から挨拶をする」「仲間のよいところに目を向けて関わる」）、狭間小よい子のきまり、狭間小4つのものさしの指導
- ・PTAの下校時パトロールとPTAと職員合同の夜間パトロール
- ・Q-Uアンケートの実施、その結果を受けて各クラスの取り組み等を交流
- ・「人権はさま」の発行

いじめについては、全ての教職員が、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学級にも起こり得る」、「いじめは、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を持ち、日常の些細な変化を見逃さず、いじめをしない、させない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

そのため、本校において、児童生徒が好ましい人間関係を築き、豊かな心を醸成させるよう、道徳教育・人権教育を全ての教育活動において実践するとともに、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織（別紙1：組織表）

学校におけるいじめの防止や、いじめの早期発見・早期対応などを実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により「学校いじめ対応チーム」を設置し、日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織を明確にするとともに、関係機関との連絡・調整を行う。

【学校いじめ対応チームが担う役割の具体例】（文部科学省：いじめ防止基本方針より）

（未然防止）

- ◇ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

（早期発見・事案対応）

- ◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ◇ いじめの早期発見・事案対応のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

（学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組）

- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行も含む）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、学校いじめ対応チームは、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動

が容易に認識される取組を実施する。(全校集会、学校通信、PTA 総会等で周知)

(2) 本校におけるいじめ防止の具体的な取組

① 未然防止及び早期発見のための指導計画 (別紙2: 生徒指導年間計画表)

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を作成する。

② 信頼関係の構築

P T A の各種会議や保護者会、学校HPや学校便りにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供するとともに、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうための意見交換会を定期的に設ける。また、日頃から教職員は児童生徒の話に耳を傾け、些細なことでも親身になって対応するとともに、保護者に対しては家庭訪問など、顔の見える連携を行い、信頼関係を構築するよう努める。

③ 教職員の気づき (別紙3: いじめ早期発見のためのチェックリスト)

いじめは教職員や保護者が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識するとともに、児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないために、チェックリスト等を活用する。また、全ての教職員が、児童生徒の些細な言動から、いじめの兆候を発見するなど、教職員の人権感覚や対応力を高めるため、職員研修会を実施する。

④ いじめに向かわない態度・能力の育成

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心、安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学級づくりに努める。

児童生徒が集団の一員としての自覚や自信を持ち、互いを認め合える人間関係を構築するなど、豊かな心の育成と幅広い社会性を身につけるため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、自然学校やトライやる・ウィークなど体験活動を推進する。

⑤ 実態把握

いじめの実態把握や、いじめに関する様々な情報を収集し、防止のための啓発活動に取り組むため、「いじめアンケート」「個人面談」を児童生徒や保

護者を対象に定期的実施する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒のストレスマネジメントやソーシャルスキルトレーニングを実施したりすることで、いじめの早期発見・早期対応に努める。

⑥ 児童が主体となった取組

児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、そして自分たちでできることを主体的に考え、そして行動できるよう、児童会などの活動を推進する。そのために、教職員は全ての児童がいじめの問題に対する取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを確認するとともに、必要な支援を行う。

【具体例】

- ・ 人権ポスターを作成し、発表する。
- ・ 人権標語を作成し、発表する。
- ・ 毎月 15 日をやさしさ発見の日に設定。
やさしさ発見朝会を開催し、友だちのよいところを発表する。
- ・ 小中学校の児童会、生徒会が交流するなど、異年齢交流を行う。
- ・ 小中学校が連携して、あいさつ運動を行う。

⑦ 学校全体でいじめ防止に取り組む仕組みづくり

特定の教職員が抱え込まないように、いじめであるかどうかの判断を組織的に行う。そのため、全ての教職員が些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを「学校いじめ対応チーム」に報告・相談する。「学校いじめ対応チーム」は学校全体の情報を整理・記録するなど、情報の集約と共有化を図る。

本校の取組が学校基本方針や年間指導計画に基づき、適切に実践しているかどうかを評価（PDCAサイクルにおけるチェック）するため、児童生徒や保護者、地域の方々の意見を広く募るとともに、教職員や学校関係者評価委員会などにおいて「いじめ防止の取組に関する評価アンケート」を年度末に実施する。

(3) 学校におけるいじめに対する措置（別紙4：学校いじめ対応マニュアル）

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態について

本校は、重大事態（※）が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ）には、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

※ ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ① 「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」とは、児童生徒の生命に危機が生じた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ② 「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」における「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校長が判断し、適切に対応する。

(2) いじめ対応チームについて

いじめへの対処を行う際は、学校長のリーダーシップの下、「いじめ対応チーム」が中心となり組織的に対応する。チームには必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者の専門家等が参加し調査を行うとともに、児童生徒のケアを行う。

(3) 適切な情報提供について

(1) の調査を行った時は、学校長よりいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

(4) 三田市教育委員会との連携について

学校長は、重大事態が発生した旨を、速やかに三田市教育委員会に報告する。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他

狭間中校区あいさつ運動共通スローガン

「あいさつで みんなのえがお ひろげよう」

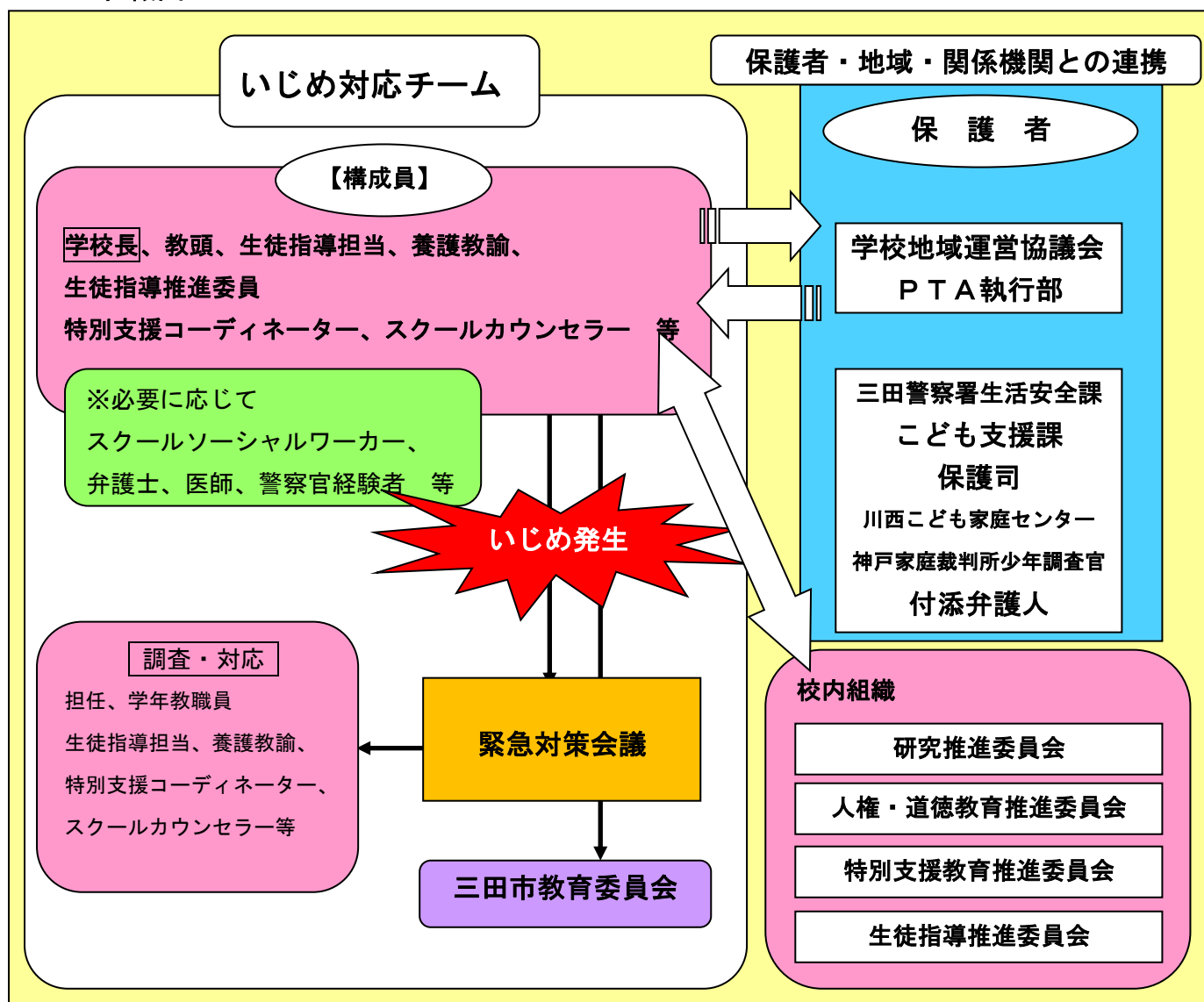
保幼小中が連携してあいさつ運動を推進している。

【いじめの防止等のための組織】

1 目的

- ① いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。
- ② 未然防止・早期発見・早期対応はもちろんのこと、実効的な校内組織を充実させるとともに家庭や地域、関係機関等との連携を密にしながら、社会総がかりで取り組みを推進する。
- ③ いじめ問題への組織的な取組を推進するため、その中核となる「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを起点として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対応を行う。
- ④ 組織が有効に機能しているかについて、学校評価等において目標を定め定期的に点検・評価し、さらに必要に応じて改善を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

2 組織図



生徒指導年間計画表（案）

別紙 2

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議・研修等	いじめ対策チーム会議① ・年間指導計画立案 ・PTA総会における保護者向け啓発活動 ※5 ・全校集会等で学校いじめ対策チームの存在やいじめの発生時の学校の対策を周知する 職員会議※2	いじめ対策チーム会議② 教職員研修会 ※6	事故発生時、緊急対応会議の開催 ※1		いじめ対策チーム会議④ 職員会議※2	いじめ対策チーム会議⑤
			いじめ対策チーム会議③	いじめ対策チーム会議④	教職員研修会 ※6	
未然防止へ向けた取組	新入生歓迎会 いじめチェックリスト	あいさつ運動 生徒総会で(児童会による)いじめ撲滅	あいさつ運動	あいさつ運動 SCと連携した心の授業の実施 児童生徒・保護者・地域の方々を対象にしたいじめ防止(インターネット関係)講演		あいさつ運動 SCと連携した心の授業の実施
早期発見へ向けた取組	教育相談① 学校いじめ実態アンケート① ※3 家庭訪問 小学校訪問による情報収集	教育相談② いじめ実態アンケート結果報告① 小中連絡会による情報収集	いじめ等に関する個人面談① ※3	教育相談③ いじめに関する生活アンケート(市教委実施)※4 保護者懇談・三者面談		教育相談④ 学校いじめ実態アンケート② ※3
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議・研修等	いじめ対策チーム会議⑥	いじめ対策チーム会議⑦	事故発生時、緊急対応会議の開催 ※1		いじめ対策チーム会議⑩	いじめ対策チーム会議⑪ 今年度の反省と次年度の課題 職員会議※2
			いじめ対策チーム会議⑧ 職員会議※2	いじめ対策チーム会議⑨		
未然防止へ向けた取組	あいさつ運動 PTA運営委員会 児童会・生徒会による啓発活動	あいさつ運動 PTA運営委員会	あいさつ運動 PTA運営委員会 SCと連携した心の授業の実施	あいさつ運動 PTA運営委員会 職員会議※2	あいさつ運動 PTA運営委員会	あいさつ運動 PTA運営委員会
早期発見へ向けた取組	教育相談⑤ いじめ実態アンケート結果報告②	いじめ等に関する個人面談② ※3 小中連絡会による情報収集	教育相談⑥ いじめに関する生活アンケート(市教委実施)※4 保護者懇談・三者面談	教育相談⑦	いじめ等に関する個人面談③ ※3 小中連絡会による情報収集	教育相談⑧ いじめに関する生活アンケート(市教委実施)※4 小中引継ぎ会での情報収集

※1 いじめ対策チーム会議:月1回程度は集まり、情報共有する。いじめが疑われる事案が起こった時には、緊急対策会議を開催する。
 ※2 職員会議:いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。また、その取組状況等を学校評価として定期的に点検・評価を行い、改善に努める。
 ※3 学校いじめ実態アンケート・個人面談:いじめの実態を把握するためのもので、定期的を実施する。
 ※4 いじめに関する生活アンケート:いじめの実態把握等のため、市教委が学期に1回実施する。
 ※5 保護者会における保護者向け啓発活動:学校の指導方針(学校いじめ対策チームの存在や活動等)を保護者へ周知する。
 ※6 全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう

学校いじめ対応マニュアル

1. いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法】

被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていれば「いじめ」である。

ただし、次の場合も「いじめ」と判断する。

①被害児童生徒が「いじめ」を否定した場合

被害児童の表情や様子をきめ細かく観察、周辺の状態等を客観的に確認して判断する。

②被害児童生徒が「いじめ」に気付いてない場合

例えばインターネット上で悪口を書かれたが、被害児童がそのことを知らず、心身の苦痛を感じるに至っていないケース等。

加えて、柔軟な対応例としては、

○好意から行った行為が意図せずに被害児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、すぐに加害児童が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合である。このような場合は「いじめ」という言葉を使わず指導する。

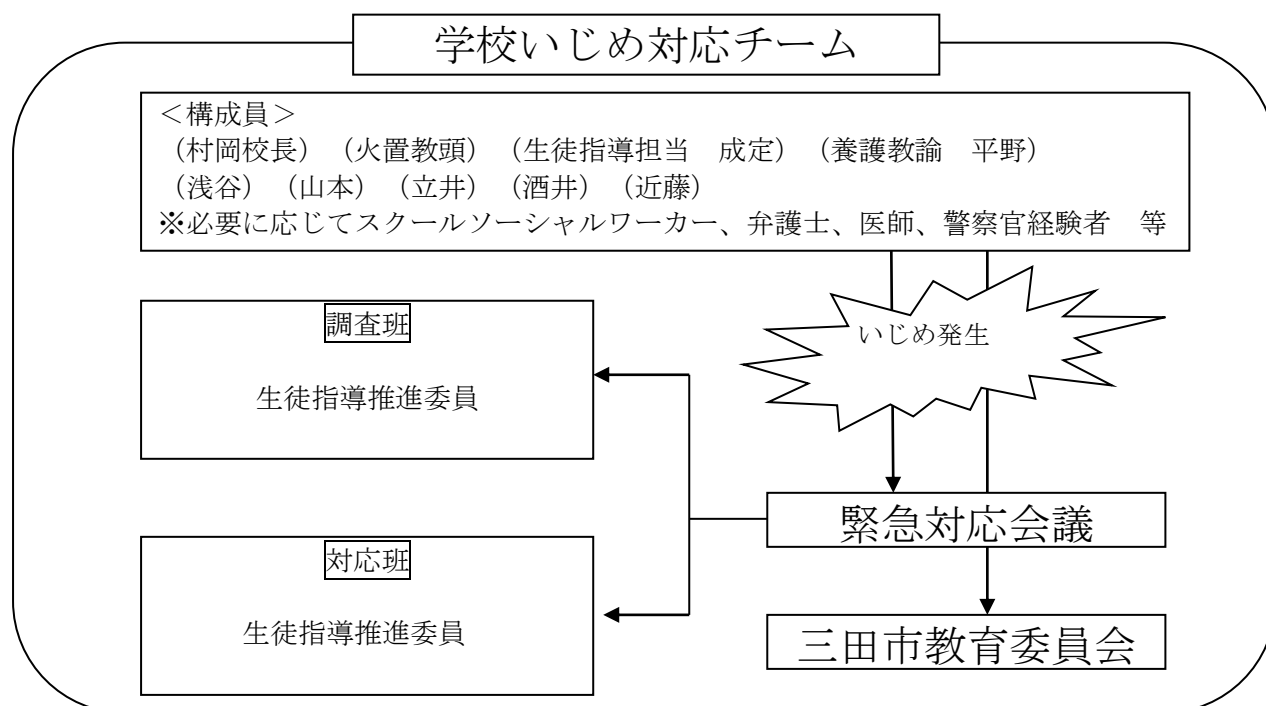
ただし、これらの場合も法が定義する「いじめ」に該当するため、いじめの措置をとる。

2. いじめ対応チームとは

「学校いじめ対応チーム」いじめに係る未然防止、早期発見、事案対処等（具体的な役割は「学校いじめ基本方針3章」）を実効的に行うための組織である。

いじめの疑いが生じた際、いじめかどうかを判断するのは「いじめ対応チーム」である。

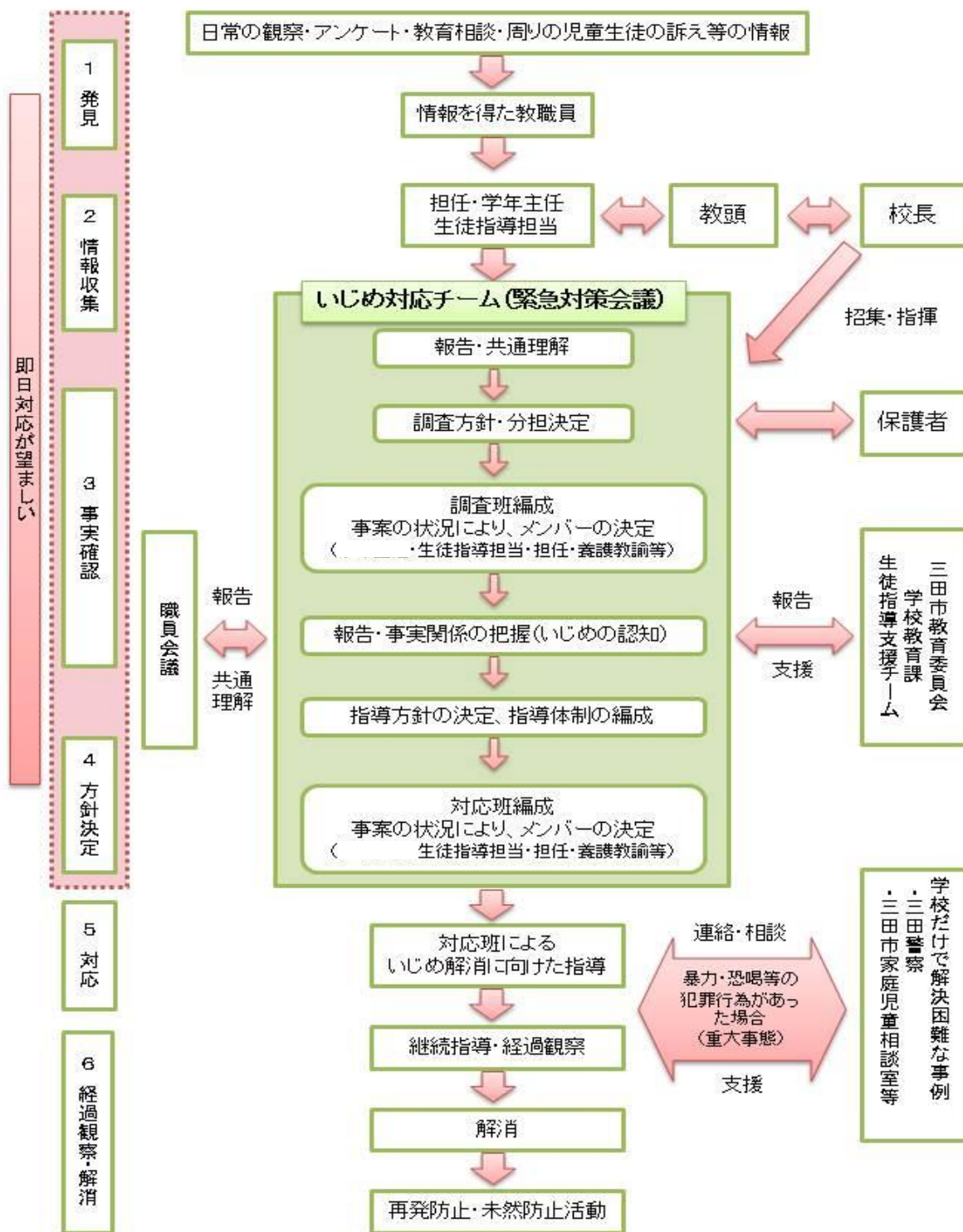
特定の教職員が問題を抱え込んではいけない。



【注】各学校規模や校務分掌など、実情に応じた組織体制を編成する。

★「学校いじめ対応チーム」は校務分掌表に明記すること。

3. いじめが起こった場合の組織的対応の流れ図



- ・ 上記の例は、対応の在り方の基本を示しているものであり、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ・ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
 ※ただし、いじめの重大事態に該当する疑いが生じた場合やいじめられた側といじめた側のずれが生じている場合等については、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。
- ・ いじめの解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 「少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいること」
 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

4. いじめの措置

学校は日頃からいじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒や保護者から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、法第23条に基づき、以下の通り、適切な措置をとる。

(1) いじめの発見

発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、他の業務より優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対応チームに報告する。

- 発見、通報を受けた教職員は、速やかに「いじめ発見報告カード（別紙5）」を学校いじめ対応チームの「生徒指導：成定」に提出する。
※発見、通報を受けた教職員は、いじめの判断を一人でしてはならない。
※「生徒指導：成定」がない場合は「特別支援コーディネーター：山本・川戸」に、「特別支援コーディネーター」がない場合は「6年担任：田中」に提出する。
- 「報告カード」が提出されたら、原則として速やかに「緊急対応会議」を開催する。

(2) 緊急対策会議（正確な実態把握）

学校いじめ対応チームは、いじめの疑いを発見・通報を受けた状況を確認するとともに、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取る体制を整え、実施するなどして、いじめの有無の確認を行う。

【聴き取り方】

- 関係児童生徒1名に対して複数の教師（聞き取り役、記録役）で聴き取る。
- 5W1Hを基本に丁寧に聴き取る。
 - 誰が誰をいじているのか？（加害者と被害者の確認）
 - いつ、どこで起こったのか？（時間と場所の確認）
 - どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？（内容）
 - いじめをしてしまった動機は何か？（要因）
 - いじめのきっかけは何か？（背景）
 - いつ頃から、どのくらい続いているのか？（期間）
 - 今、どう思っているのか？（心情）
- 加害児童生徒が複数いる場合で、話が合わない箇所は徹底して確認する。
- 関係児童生徒全員に全体像（事案に至った背景等）を確認する。

【記録について】

- 時系列に事実のみを「聴き取りメモ（別紙6）」記録していく。
- ケースごとに「記録係」を決定する。※一人に記録係が集中しないように配慮する。
- いじめに係る記録は5年間保管。いじめアンケートは卒業まで保管。

(3) いじめと判断した場合は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒等の保護者に連絡する。

【いじめの判断について】

- 「いじめとは」に基づいて判断する。

【学校の方針と今後の対応について】

- 学校は「いじめられた子どもを守り通すこと」を基本に具体的な対応を決定。
- 今後の対応については、5つの視点で決定する。
 - ・被害児童生徒に対して
 - ・被害児童生徒の保護者に対して
 - ・加害児童生徒に対して
 - ・加害児童生徒の保護者に対して
 - ・周りの子どもに対して

【市教委への報告】

- 学校いじめ対応チームは、いじめの判断が難しい場合や今後、重大な事態に発展する可能性がある場合は、直ちに三田市教育委員会学校教育課生徒指導支援チーム（以下「市教委生支チーム」）に口頭で報告する。
- 学校いじめ対応チームは、「いじめと判断」してから原則 24 時間以内を目途に、市教委生支チームに「いじめ報告書（別紙 7）」で報告する。

【被害保護者への報告】

- 発見したその日のうちに、
- 学校いじめ対応チーム（複数の教師）が家庭訪問等で保護者と面談し、
- 現時点での正確な事実関係を説明、学校の方針を伝え、今後の対応を協議する。

【加害保護者への報告】

- 発見したその日のうちに、
- 学校いじめ対応チーム（複数の教師）が保護者と面談し、
- 現時点での正確な事実関係（いじめてしまった要因や背景も含む）を説明、学校の方針を伝え、今後の対応について理解を求める。

(4) 学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家の協力を得て、組織的に、いじめ解消と再発防止の措置をとる。

【被害児童生徒に対して】

- 事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝える。
（具体的な手立て）
 - ・いじめが起りやすい登下校、休み時間、清掃時間等の見守り体制を示す。
 - ・定期的に、教師が「今日は大丈夫だったか」等の安全確認を行う。
 - ・いつでも相談できる場を示す。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

【被害児童生徒の保護者に対して】

- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。

【加害児童生徒に対して】

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、子どもの背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させ、事の重大さを理解させる。
- 心からの謝罪ができるよう粘り強い指導を行う。

【加害児童生徒の保護者に対して】

- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援する。

【周りの児童生徒たちに対して】

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許されない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として認識させる。

【謝罪について】

- 加害児童生徒が、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられた側の気持ちを理解した上で、学校が主導して、加害児童生徒から被害児童生徒に対して、心からの謝罪ができる場を設定する。
- 被害児童生徒の保護者、加害児童生徒の保護者も見守る中で「謝罪」することが望ましい。

【いじめの解消について】

- 学校として「いじめ解消の要件」に基づき、約3か月間、継続した指導を行う。
- いじめの解消は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①「少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいること」
 - ②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」
- いじめ解消までの約3か月間、学校は定期的に、加被害児童・保護者と連携して、学校と家での様子を確認するとともに、「いじめ対応チーム会議」で「いじめ」が再発していないかどうかを必ず確認する。
- 経過観察、解消の確認は「(別紙8)経過観察・解消記録(5年間学校保管)」で記録する。

【いじめ問題を乗り越えた状態について】

- いじめが解消している状態に至った上で、児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去がなされ、当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成される。

(5) 重大事態への対応について

- 重大事態が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、三田市教育委員会を通じて三田市長へ報告した上で、調査組織を行うことが義務付けられている。
- 重大事態とは
 - ア) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ) いじめにより年間30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ※) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときも含む。
- 具体的な対応については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」「いじめ対応マニュアル(平成29年8月兵庫県教育委員会)」に基づいた措置をとる。

いじめ発見報告カード

- ・ 報告者名：（ ）
- ・ 報告時刻： 月 日（ ） 時 分

いつ起こったのか？	
いじめられているのは誰か？ (被害児童生徒)	
いじているのは誰か？ (加害児童生徒)	
どんな内容のいじめか？ どんな被害を受けたのか？等	

※いじめ行為を発見した職員は、上記の必要事項を記述し直ちに「学校いじめ対応チーム」に提出すること。

いじめ発見報告カード

- ・ 報告者名：（ ）
- ・ 報告時刻： 月 日（ ） 時 分

いつ起こったのか？	
いじめられているのは誰か？ (被害児童生徒)	
いじているのは誰か？ (加害児童生徒)	
どんな内容のいじめか？ どんな被害を受けたのか？等	

※いじめ行為を発見した職員は、上記の必要事項を記述し直ちに「学校いじめ対応チーム」に提出すること。

聴き取りメモ

- ・聴き取り者名：（ ）
- ・聴き取り時刻： 月 日（ ） 時 分～ 時 分

必ず聴き取る内容	
<input type="checkbox"/> 誰が誰をいじめているのか？	加害者と被害者の確認
<input type="checkbox"/> いつ、どこで起こったのか？	時間と場所の確認
<input type="checkbox"/> どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？	内容
<input type="checkbox"/> いじめをしてしまった動機は何か？	要因
<input type="checkbox"/> いじめのきっかけは何か？	背景
<input type="checkbox"/> いつ頃から、どのくらい続いているのか？	期間
<input type="checkbox"/> 今、どう思っているのか？	心情

※聴き取りは、「必ず聴き取る内容」を参考に、聴き取った事実を記述していくこと。

(NO. 1)

※聴き取りは、「必ず聴き取る内容」を参考に、聴き取った事実を記述していくこと。

(NO. 2)